

# 東京都最低賃金のお知らせ



東京労働局HP

令和7年10月3日から

時間額

# 1,226円

前年比

63円  
UP

～東京で働く全ての労働者に東京都最低賃金が適用されます～



## 「賃上げ」支援助成金 パッケージはこちら



厚生労働省HP



東京労働局HP

「賃上げ」支援助成金パッケージに掲載の助成金のポイントを簡単にまとめています。  
事業主さまが賃上げに伴って行われる取り組みや、賃上げの対象となる従業員の特徴  
などを基に、事業主さまの目的に合った助成金をお探してください。

詳しくは、

東京働き方改革推進支援センター ☎ 0120-232-865 へ

1,226円  
だつソ



○最低賃金に関するお問い合わせは  
東京労働局賃金課最低賃金係 (☎03-3512-1614)  
または最寄りの労働基準監督署へ



さいちん犬

# 賃金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

## 業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業**に、その費用の一部を助成します。  
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象(※)です。

※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

### 活用例

30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5人の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。



### 活用のポイント 賃上げ+設備投資

| 賃上げコース区分 | 助成上限額    |
|----------|----------|
| 30円コース   | 30～130万円 |
| 45円コース   | 45～180万円 |
| 60円コース   | 60～300万円 |
| 90円コース   | 90～600万円 |

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- ・中小企業が利用可能
- ・助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

## キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。  
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

### 活用例

中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。



### 活用のポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

| 非正規雇用労働者の賃上げ率の区分 | 助成額(1人当たり)   |
|------------------|--------------|
| 3%以上4%未満の場合      | 4万円(2.6万円)   |
| 4%以上5%未満の場合      | 5万円(3.3万円)   |
| 5%以上6%未満の場合      | 6.5万円(4.3万円) |
| 6%以上の場合          | 7万円(4.6万円)   |

- ・賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- ・中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- ・改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

## 働き方改革推進支援助成金

**労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主**に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

### 活用例

建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。



### 活用のポイント 労働時間削減等の取組(賃上げ)+設備投資等

| コース区分            | 助成上限額    |             |
|------------------|----------|-------------|
|                  | 基本部分     | 賃上げ加算       |
| 業種別課題対応コース(※1)   | 25～550万円 |             |
| 労働時間短縮・年休促進支援コース | 25～200万円 | 6～360万円(※2) |
| 勤務間インターバル導入コース   | 50～120万円 |             |

- ・労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- ・中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- ・助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1)建設業の場合

(※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算

(※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)